

反社会的勢力への対応に関する基本方針

株式会社 JAえひめ総合情報センター
代表取締役 社長 西本 満 俊

(平成27年4月1日制定)

株式会社 JAえひめ総合情報センター（以下「当社」という。）は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

(運営等)

当社は、反社会的勢力との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当社の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力との取引排除について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力との決別)

当社は、反社会的勢力に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当社は、警察、公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

(民事と刑事の法的対応)

当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(裏取引および資金提供の禁止)

当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行いません。

以 上

※「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。